

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当を 受給されている方へ

～8月は現況届の提出月です～

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。この届けは、毎年8月1日現在の所得状況と子どもの状況を確認し、引き続き手当を受給できるかどうかを確認するためのものです。提出がなければ、8月分以降の手当が支給できないため、必ず提出してください。(現況届を提出しないまま2年を経過すると、時効となり手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください)。

- 受付期間：〔児童扶養手当受給者〕8月1日(火)～31日(木)  
〔特別児童扶養手当受給者〕8月14日(月)～9月11日(月)
  - 受付時間：平日の8:30～17:00(12:00～13:00を除く)
  - 受付場所：福祉健康課 地域福祉係
  - 持参するもの：(特別)児童扶養手当証書、印鑑、各添付書類(必要な書類は通知書に記載あり)
- ※母子及び父子家庭等医療費助成の現況届も同時に行います。(医療費助成の受給者証持参)

## 児童扶養手当 とは・・・

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家族)の生活の安定を自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## 特別児童扶養手当 とは・・・

身体や精神に障害がある20歳未満の児童について、手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

## 母子父子家庭等 医療費助成事業 とは・・・

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

お問い合わせ：福祉健康課 地域福祉係 ☎966-1207

# 恩納村国民健康保険税収納対策緊急プラン

安心して医療が受けられる国民健康保険制度の維持と、財源の安定化を図ることを目的として、以下のとおり国民健康保険税収納対策緊急プランを実施していきます。

- (1) 他保険からの加入又は他保険へ加入した際の手続き等を広報誌やホームページ等で広く周知し、早めの届け出を勧奨する。
- (2) 税務課と連携し、所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税を行う。
- (3) 滞納世帯の状況を分析し、生活保護申請を必要とする世帯の発見に努め、生活保護担当との連携を行う。
- (4) 留学、就労等の短期滞在外国人の状況を把握し、受け入れ先と協力して資格喪失手続きや納付勧奨を行う。
- (5) 高額(限度額を含む)納税者をリストアップし、早期の納税相談を行い、納税者の負担を軽減することに努める。
- (6) 効率的な収納業務と収納率向上を目指すため、新規加入時に窓口での口座振替を勧奨し、振替率50%以上を目標とする。
- (7) 預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、資力の確認に努め、滞納処分を効率よく行う。

恩納村国民健康保険税収納対策緊急プランより抜粋

お問い合わせ：福祉健康課 国保係 ☎966-1207